

第 4 号議案 定款変更について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の改正に伴い、新たに公益認定の基準として、外部理事・外部監事の導入及び理事・監事間の特別利害関係の排除が追加されたこと等から、所要の規定を新設するとともに、その他所要の規定整備を行うことについて承認を求める。

記

1 主な改正内容

- （１）新たに公益認定の基準として、外部理事・外部監事の導入及び理事・監事間の特別利害関係の排除が追加されたため、所要の規定を新設する。（第 21 条）
- （２）公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性向上を図るよう努めるべき旨が新たに規定されたことに伴い、所要の規定を新設する。（第 46 条）
- （３）事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算に係る書類名の変更等に伴い、所要の規定整備を行う。（第 38 条・第 39 条）
- （４）各事業年度の公益目的取得財産残額に準ずる額の算定が廃止されたため、現行の第 40 条を削除する。
- （５）その他形式的な規定の整備等
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の定款上の略称を「法人法」に変更する。（第 5 条・第 11 条・第 28 条関係）
 - イ 第 22 条と第 30 条の表記を合わせる。（第 22 条・第 30 条関係）
 - ウ 法人法の条文（第 91 条・第 96 条）と異なる表記となっている条文を法律の表記に合わせる。（第 23 条・第 32 条）
 - エ いわゆる「モデル定款」を参考に所要の規定整備を行う。（第 17 条・第 30 条の 2・第 33 条・第 40 条・第 43 条・第 47 条）
 - オ 引用する法律の号番号ずれの修正（第 42 条・第 44 条）、現行の第 40 条の削除に伴う第 41 条から第 46 条までの条番号の 1 ずつ繰り上げ（第 40 条～第 45 条）、「第 13 章 情報公開等」の新設に伴う章番号の 1 繰り下げ（第 14 章）を行う。

2 新旧対照表

現 行	変更案（下線部が変更箇所）
（会員の種別） 第 5 条 （略） 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「<u>一般法人法</u>」という。）上の社員とする。	（会員の種別） 第 5 条 （略） 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「<u>法人法</u>」という。）上の社員とする。
（構成） 第 11 条 （略） 3 第 1 項に定める総会をもって<u>一般法人法</u>上の社員総会とする。	（構成） 第 11 条 （略） 3 第 1 項に定める総会をもって<u>法人法</u>上の社員総会とする。
（役員の設置） 第 21 条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 18 名以上 21 名以内 （2）監事 3 名 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常任理事、4 名を職能理事（保健師及び助産師はそれぞれ 1 名、看護師は 2 名）とする。 2 前項の会長をもって<u>一般法人法</u>に規定する代表理事とし、専務理事、常任理事をもって<u>一般法人法</u>に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。	（役員の設置） 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理事 18 名以上 21 名以内 （2）監事 3 名 <u>2 役員の構成は次のとおりとする。</u> <u>（1）理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常任理事、4 名を職能理事（保健師及び助産師はそれぞれ 1 名、看護師は 2 名）、1 名以上を外部理事とする。</u> <u>（2）監事のうち 1 名以上を外部監事とする。</u> <u>3 前項第 1 号の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち専務理事及び常任理事を法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。</u> <u>4 各理事について、各監事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す</u>

	<u>る法律（平成１８年法律第４９号。以下「認定法」という。）第５条第１２号に規定する特別利害関係を有しないものとする。</u> <u>５ 外部理事は次の全てを満たすものとする。</u> <u>（１）本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前１０年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者</u> <u>（２）本会の正会員ではない者</u> <u>６ 外部監事は次の全てを満たすものとする。</u> <u>（１）本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前１０年間に本会の理事又は使用人であったことがない者</u> <u>（２）本会の正会員ではない者</u>
（役員の選任） 第 22 条 （略） ２ 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 ３～５ （略）	（役員の選任） 第 22 条 （略） ２ <u>会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u> ３～５ （略）
（理事の職務及び権限） 第 23 条 （略） ４ 会長及び業務執行理事は、４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。	（理事の職務及び権限） 第 23 条 （略） ４ 会長及び業務執行理事は、<u>毎事業年度に</u>４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
（役員の責任及び免除） 第 28 条 理事又は監事が、その任務を怠り、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場	（役員の責任及び免除） 第 28 条 理事又は監事が、その任務を怠り、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場

合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は<u>一般</u>法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 2～3 （略）	合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 2～3 （略）
（権限） 第30条 理事会は、次の職務を行う。 （1）この法人の業務執行の決定 （2）理事の職務の執行の監督 （3）会長及び副会長、専務理事、常任理事の選任及び解職	（権限） 第30条 理事会は、次の職務を行う。 （1）この法人の業務執行の決定 （2）理事の職務の執行の監督 （3）会長、副会長、専務理事<u>及び</u>常任理事の<u>選定</u>及び解職
	（招集） 第30条の2 理事会は、会長が招集する。 <u>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u>
（定足数及び決議） 第32条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。	（定足数及び決議） 第32条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について<u>提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）</u>の全員が書面<u>又は電磁的記録</u>により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、<u>当該提案を可決する旨の</u>理事会の決議があったものとみなす。
（議事録） 第33条 （略）	（議事録） 第33条 （略）

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。	2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、<u>会長の選定を行う理事会又は会長が欠席した理事会</u>については、出席した理事及び<u>監事</u>が記名押印する。
(事業計画及び予算) 第 38 条 この法人の事業計画書、損益計算書(収支予算書)、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 事業計画及び予算書等については総会に報告するものとする。 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	(事業計画及び<u>収支</u>予算) 第 38 条 この法人の事業計画書、<u>収支予算書</u>その他法令で定める書類(以下「<u>予算等</u>」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 <u>予算等</u>については、<u>総会</u>に報告するものとする。 3 <u>第 1 項</u>の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算) 第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後<u>3 ヶ月以内に</u>、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味	(事業報告及び決算) 第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた<u>上で</u>、理事会の承認を<u>受けなければならない</u>。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 <u>前項の承認を受けた書類のうち、第</u>

財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 第1項の<u>規定により報告又は承認された書類</u>のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	<u>1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</u> 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、<u>定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u> (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動に<u>関する重要な事項</u>について記載した書類<u>その他法令で定める書類</u>
(公益目的取得財産残額の算定) 第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。	<u>(削除)</u>
(定款の変更) 第41条 この定款は、総会の決議により変更することができる。	(定款の変更) 第40条 この定款は、総会の決議に<u>よって</u>変更することができる。
(解散) 第42条 この法人は、総会の決議<u>その他法令で定められた事由により解散する。</u>	(解散) 第41条 この法人は、総会の決議<u>その他法令で定められた事由により解散する。</u>
(公益認定の取消し等に伴う<u>財産の贈与</u>) 第43条 この法人が公益認定の取消し	(公益認定の取消し等に伴う<u>贈与</u>) 第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法

の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、<u>認定法第5条第20号</u>に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（剰余金の処分制限） 第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。	（剰余金の処分制限） 第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。
（残余財産の帰属） 第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	（残余財産の帰属） 第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第<u>20号</u>に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（公告） 第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	（公告） 第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
	<u>第13章 情報公開等</u> <u>（情報公開等）</u> 第46条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。
第13章 事務局その他	第<u>14</u>章 事務局その他

(事務局) 第 47 条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。 2 ～ 4 (略)	(事務局) 第 47 条 この法人の事務を<u>処理</u>するため、事務局を設置する。 2 ～ 4 (略)
	<u>附則</u> <u>1 一部変更 令和 7 年 6 月 2 5 日から施行する。</u> <u>ただし、第 2 1 条の規定については、令和 8 年度改選役員の選出に係る事項についてから適用する。</u> (第 21 条 外部理事・監事の導入、理事・監事間の特別利害関係の排除 ほか)

【参考】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）

（公益法人等の責務）

第 3 条の 2 公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。

（公益認定の基準）

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

十二 各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。

十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 2 条第 4 号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）の業務執行理事（一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項（一般社団・財団法人法第 198 条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十六 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

○公益認定のための「定款」について（モデル定款）（抄）

（理事の職務及び権限）

第 22 条 （略）

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（招集）

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 31 条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の処分を行うことができない。

(情報公開等)

第 42 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抄）

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第 91 条 （略）

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

(理事会の決議の省略)

第 96 条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。